

蓮田市災害時避難行動要支援者避難行動支援制度実施要綱

令和 2年3月31日

市長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を対象として、蓮田市（以下「市」という。）が作成した災害時避難行動要支援者名簿および個別計画書（以下「名簿等」という。）をあらかじめ地域の避難支援等関係者に提供し、登録した避難行動要支援者が迅速かつ的確に避難できるよう、地域における共助による避難支援体制作りを進める「災害時避難行動要支援者避難行動支援制度」を実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録対象者)

第2条 本制度に登録できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、自力又は家族等の支援のみでは災害時に避難が困難で、避難支援を受けるために、市が保有する個人情報等の目的外利用及び避難支援等関係者への提供について同意し、かつ、在宅で生活している者とする。

- (1) 介護保険で要介護認定の3～5を受けている者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている次のいずれかの者
 - ア 1級若しくは2級の者
 - イ 1級～6級の障がい児
- (3) 療育手帳の交付を受けている次のいずれかの者
 - ア ○A若しくはAの者
 - イ ○A、A、B、Cの障がい児
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級の者

(5) 75歳以上のひとり暮らし高齢者

(6) その他、災害時に避難情報の入手、判断又は避難行動を自ら行うことが困難な者で、希望するもの

(避難支援等関係者)

第3条 この要綱において、避難支援等関係者とは、次のとおりとする。

(1) 自治会

(2) 自主防災組織

(3) 民生委員・児童委員

(4) 蓮田市社会福祉協議会

(5) 蓮田市消防本部

(6) 岩槻警察署

(7) その他避難支援等の実施に携わる関係者

2 避難支援等関係者は、災害時に、名簿等に登録された避難行動要支援者に対し、地域で災害情報の伝達、安否確認及び避難支援等（以下「支援等」という。）を行うものとする。

3 避難支援等関係者は、平素から避難行動要支援者の状況の把握や支援者の確保など必要な体制の構築に努めるものとする。

（登録の手続き等）

第4条 名簿等への登録を希望する者は、災害時避難行動要支援者避難行動支援制度登録申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）により避難支援等関係者への情報提供に同意し、市長に申し込むものとする。

2 登録希望者が障がい等により登録の手続きが困難な場合には、代理により申し込むことができるものとする。

3 申込書において情報提供に同意した者については、次条で定める登録情報を避難支援等関係者に提供するものとする。

4 市長は、第1項の規定に基づく登録の申込が行われた場合、申込内容について審査し、速やかに名簿等に登録するものとする。

(登録情報)

第5条 名簿等に搭載される登録情報は、次のとおりとする。

- (1) 氏名（漢字）
- (2) 氏名（フリガナ）
- (3) 生年月日
- (4) 性別
- (5) 郵便番号
- (6) 住所
- (7) 電話番号
- (8) 避難支援等を必要とする事由
- (9) 自治会名
- (10) 民生委員氏名・番号
- (11) 主管課
- (12) 同意区分
- (13) 本人の状況
- (14) 緊急時の連絡先
- (15) 同居家族等
- (16) 避難者支援情報
- (17) 特記事項
- (18) 避難場所等情報

(登録内容の変更)

第6条 登録者は、登録申込時に自ら提供した情報について変更が生じた場合は、災害時避難行動要支援者避難行動支援制度登録内容変更・抹消届出書（様式第2号）により、速やかに市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに名簿等の登録内容（以下「名簿情報」という。）を変更するものとする。

3 市長は、名簿等の登録項目に変更があったことを知った場合で、

登録者から第1項の規定に基づく変更の申出がなされなかったときは、職権により名簿情報の変更をすることができるものとする。

(名簿等の提供)

第7条 市長は、第4条の規定に基づき新規に名簿等を作成したとき及び前条の規定により名簿情報の変更を行ったときは、速やかに旧名簿等を回収し、新名簿等を避難支援等関係者に提供するものとする。

2 避難支援等関係者に提供する名簿等の配付部数は、同条第3項の規定による場合を除き1部とする。ただし、自治会については、正1部・副1部を配付するものとする。

3 避難支援等関係者において、避難支援体制作りのため、市から複写名簿の交付を希望する場合は、災害時避難行動要支援者名簿複写申請書(様式第4号)を市長に提出し、承認を得なければならない。市長は複写名簿の交付の可否について、災害時避難行動要支援者名簿複写可否通知書(様式第5号)により申請者に通知し、複写名簿を交付するものとする。

(受領書の提出)

第8条 避難支援等関係者は、前条第2項の規定により名簿等を受領したときは、速やかに災害時避難行動要支援者名簿等受領書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(名簿情報の保護)

第9条 避難支援等関係者は、第7条の規定により名簿等の提供を受けたときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 名簿等を受領した名簿等保管者は、名簿情報の漏えいや拡散がないよう適切に管理すること。
- (2) 災害時の避難支援活動以外の目的に使用しないこと。
- (3) 自治会、自主防災組織においては、組織の代表者が名簿等を管理すること。

(4) 名簿等保管者が変更となった場合は、速やかに災害時避難行動要支援者名簿等引き継ぎ書（様式第6号）により名簿等の引き継ぎを行い、市長に提出しなければならない。

(5) 名簿は複写しないものとする。ただし、第7条第3項の規定により、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(6) 避難支援等関係者において、団体等の代表者以外の者が支援者となる場合は、当該支援者が受け持つ避難行動要支援者に係る名簿情報のみを必要かつ最小限の範囲で伝えること。

2 避難支援等関係者は、前項各号に掲げる事項に反した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

3 市長は、避難支援等関係者に名簿情報の保護に関して、必要に応じ指示又は調査を行うことができる。

（登録の抹消）

第10条 登録者は、登録情報の抹消を求める場合には、災害時避難行動要支援者避難行動支援制度登録内容変更・抹消届出書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の届出があったときは、速やかに登録の抹消をするものとする。

3 市長は、登録者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、登録を抹消することができるものとする。

(1) 登録者が死亡したとき。

(2) 登録者が市外に転出したとき。

(3) 登録者が第2条の要件に該当しなくなったと認められるとき。

（市の責務）

第11条 市は、この要綱に基づき実施される災害時避難行動要支援者避難行動支援制度について、次の事項について配慮しなければならない。

- (1) 真に支援が必要な避難行動要支援者からの名簿登録を促進するため、地域との連携等による普及啓発を実施すること。
- (2) 地域の避難支援等関係者の支援体制構築に当たっての指導・助言など、必要な支援を実施すること。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は主管課長及び各関係課長が協議の上、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
(蓮田市災害時要援護者避難支援制度実施要綱の廃止)
- 2 蓮田市災害時要援護者避難支援制度実施要綱(平成23年2月21日市長決裁)は、廃止する。
- 3 前項による廃止前の蓮田市災害時要援護者避難支援制度実施要綱の規定に基づき作成された登録名簿は、この要綱の規定に基づき作成された名簿とみなす。